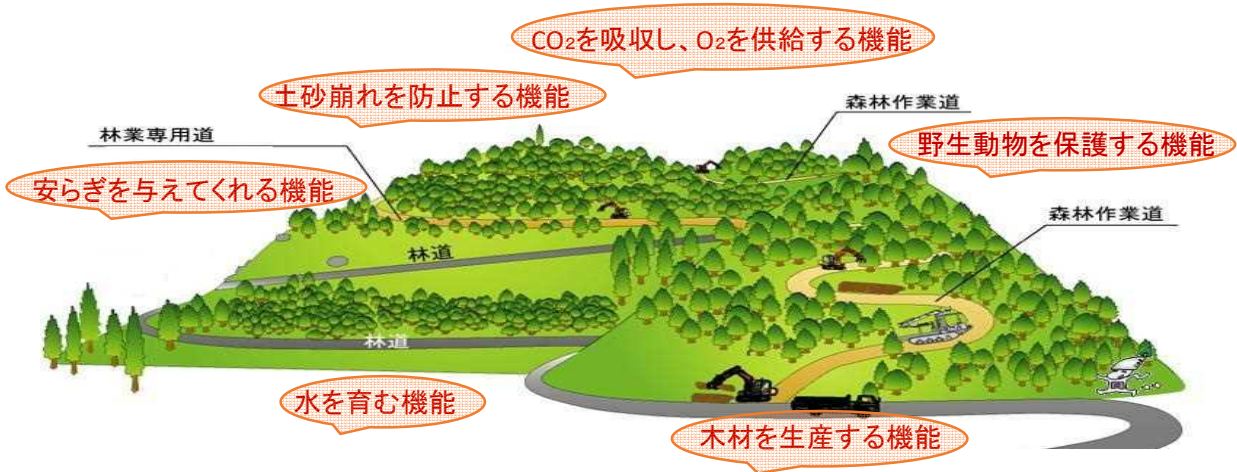


森林経営管理制度について

森林は適切に手入れをしないと、表土が流出したり、幹が細長く弱い木に育ち、森林の有する多面的機能(国土の保全、水源の涵(かん)養、地球温暖化防止など)が低下します。



制度創設の背景

近年、手入れ不足の人工林が全国的に増えており、こうした森林を適切に経営・管理し、森林の有する多面的機能を発揮させるため、平成31年(2019年)4月から「森林経営管理制度」がスタートしました。また、新たに、「森林環境税」「森林環境譲与税」が創設されたことにより、森林整備や木材利用等を進めようとしています。

制度の仕組み



適切な経営管理を実施していない森林について、

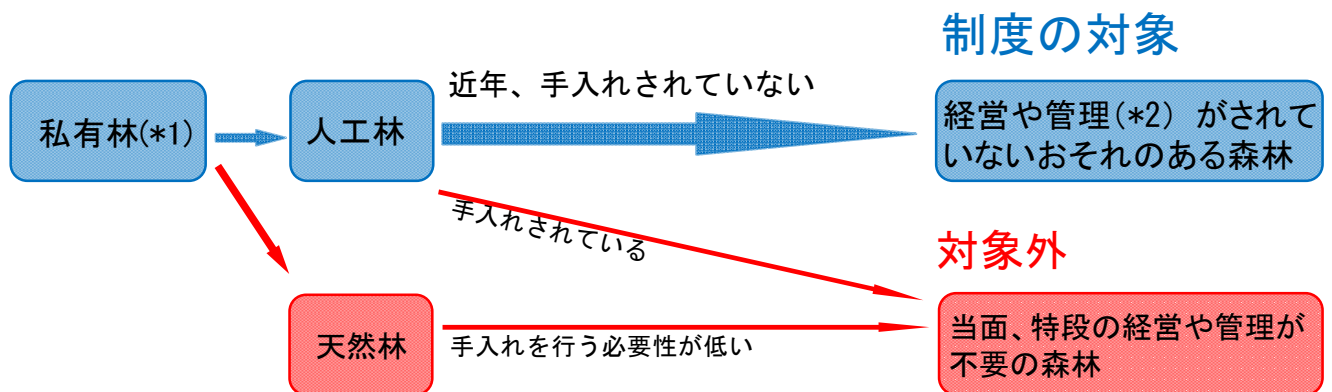
- ① 市町村が森林所有者に、所有する森林を今後どのように経営管理したいか、御意向を確認します。
- ② 所有者が市町村に経営管理を委託したいと回答頂いた場合は、市町村と協議のうえ、必要に応じて経営管理の委託手続きを行います。

市町村に森林の経営管理を委託した場合、

- ③ 林業経営に適した森林は、市町村が森林組合や林業会社など(注)に経営管理を再委託し、森林整備を行います。
- ④ 林業経営に適さない森林は、市町村が自ら間伐など森林の管理を行います。

(注)宮崎県が、意欲と能力のある林業経営者を「ひなたのチカラ林業経営者」として選定しており、令和3年5月現在、66者が登録・公表されています(県ホームページで公表)。

制度の対象となる森林は？



*1 「森林簿」や「林地台帳」に載っている森林で、公有林(市町村有林等)を除く。

*2 「管理」とは、植栽や下刈り、除間伐などの森林整備を、「経営」とは、管理に加えて、伐採し販売収入を得ることを指します。

市町村への委託とは？

市町村は、所有者が市町村に委託したいと意向を示した森林が制度の対象となるか否かを判断し、次のとおり経営管理を行います。

林業経営に適した森林

当該森林の条件(木の生長度合い、山の傾斜、林道からの距離、近くで森林経営計画に基づく森林整備が行われるか、など)により、林業経営に適するか否かを判断します。

市町村は林業経営に適した森林の経営管理を所有者から受託し、更に、「ひなたのチカラ林業経営者」に再委託し、立木の伐採や販売、伐採後の植栽等を行います。

所有者は市町村に「伐採や販売、植栽等」を委託しますが、委託に伴う経費は不要です。伐採収入から必要経費を差し引いて収益があった場合は、この収益を所有者に還元します。

(注) 1 再委託する場合は、伐採・搬出、植栽等の費用負担及び収益配分について、関係者で相談して決めます。

2 市町村が受託した森林を他の事業用地に転用することはありません。土地の所有権は、所有者のままです。

林業経営に適さない森林

林業経営に適しないと判断された森林のうち、境界が明確化された森林については、市町村が森林経営を受託し、森林の多面的機能の発揮を図ります。

制度の流れ(意向調査から市町村への委託、森林整備まで)

1 意向調査

市町村から所有者の皆様へ、所有森林を今後どのように管理していくのか「意向調査」します。管理の方法として、次のケースが考えられます。

- ①市町村に、経営・管理を委託したい。
- ②自分で管理する。または、森林組合等に直接委託して管理する。

2 ①の場合 森林の状況の確認調査

市町村に委託する予定の森林の状況について現地調査等を行い、林況を把握した上で、所有者と協議して経営・管理の内容などを決めていきます。

協議を進める中で、市町村が受託できない場合もあります。この場合、当該森林の近くで森林組合等が森林整備を計画していれば、その計画と一体的に整備することをお勧めします。

3 市町村への委託

市町村と森林所有者との間で経営・管理の内容に合意が得られたら、市町村は森林の場所や面積、森林施業内容、委託する期間などをとりまとめた「経営管理権集積計画」を作成し、インターネット等で公告・縦覧します。

公告することにより、市町村に「経営管理権」が、所有者に「経営管理受益権(※)」が発生します。

※ 経営管理受益権とは、木材販売収入から経費を差し引いて利益があった場合、その利益を受け取る権利のことです。

4 経営管理の実施

市町村は「ひなたのチカラ林業経営者」に再委託し、立木の伐採や販売、植栽等を行います。また、再委託できなかった森林については、市町村が適正な森林の経営管理等を行います。

5 委託期間の満了

「経営管理権集積計画」で定めた期間が満了したら、森林を経営・管理する権利が森林所有者に戻ります。



制度についてのQ&A

Q1 市町村に経営・管理を委託することは、森林所有者にとってどんなメリットがありますか？

A1 これまで自分で手入れすることができなくなった森林を市町村が所有者に代わって整備することにより、荒廃した森林が健全な森林に生まれ変わることができます。
また、林業経営者に再委託した場合、伐採収入から経費を差し引いて収益があったときは、所有者への還元が期待できます。

Q2 市町村に経営・管理を委託しようと考えていますが、希望する森林はすべて委託できるのですか？
また、委託金額はどの程度かかりますか？

A2 希望する森林の近くまで路網が整備されているかなどを調査し、「林業経営に適した森林」であれば経営管理権(立木の伐採、木材の販売、造林、保育を主とする権利)を設定しますが、現状のままでも手入れを必要としない天然林や、所有者が植栽をすべきである伐採跡地については、経営管理権を設定する必要はないものと考えます。なお、委託金は必要ありません。

Q3 市町村に委託する期間は、何年間ですか？

A3 適切な経営・管理が持続的に行われることを確認するため、間伐の場合は少なくとも5年程度、主伐の場合は主伐後の管理(植栽や下刈・除伐)までを含むため15年以上で設定することになります。

Q4 市町村に委託した経営・管理の内容は、期間途中で変更することができますか？

A4 途中で変更することはできません。やむを得ない事情で変更したい場合は、一度集積計画を取り消し、再度、新しい集積計画を作成して市町村が公告することになります。

Q5 森林を土地ごと売却または市町村に寄附したいと考えていますが、この制度で可能ですか？

A5 売却や寄附はこの制度の範囲外です。森林の取得に関心のある所有者や事業者にご相談してください。

Q6 森林環境譲与税が使われると聞きましたが、この制度の中のどこに使われるのですか？

A6 意向調査や森林状況調査を始め、「ひなたのチカラ林業経営者」に再委託できない場合に、市町村が自ら経営管理するときの財源等に、譲与税を活用します。
なお、市町村が譲与税を使って整備した場合は、収益があっても所有者には還元できません。

Q7 皆伐して伐採収入を得たいと考えているが、この制度で実施できますか？

A7 この制度では、主伐後は植栽することが義務づけられており、その後の下刈や除間伐まで行う必要があります。主伐による収入から植栽・下刈り等の管理に要する経費を差し引いて、収益が見込まれるのであればその収益は所有者に還元されます。

お問い合わせ先

◎ 森林の所在する市町村の林務担当課

宮崎市森林水産課林政係

電話: 0985-21-1919

FAX: 0985-31-2855

令和3年5月作成
みやざき森林経営管理支援センター
(宮崎県森林組合連合会内)
Tel 0985-77-5275